

令和4年版

環境白書

～令和3年度 年次報告書～

犬山市の環境の現状と環境の保全等に関する施策

資料編

犬山市 編

令和4年版 環境白書資料編 目次

基本目標 1	里山の恵みを守り育てるまち ～自然共生社会の実現～ …… 1
野生鳥類生息状況	[表 1-1]
し尿処理概要	[表 1-2-1～2]
合併処理浄化槽設置整備事業補助	[表 1-3]
基本目標 2	限りある資源を有効に利用するまち ～循環型社会の実現～ …… 3
ごみ収集量	[表 2-1～2]
資源物収集量	[表 2-2]
家庭用生ごみ処理機補助	[表 2-3]
フードドライブ	[表 2-4]
基本目標 3	安心して快適に暮らせるまち ～安全・安心社会の実現～ …… 5
苦情件数	[表 3-1]
苦情の発生源等	[表 3-2]
騒音・振動規制届出件数	[表 3-3]
自動車騒音調査	[表 3-4-1～2]
空き地雑草等の苦情件数	[表 3-5]
河川等水質分析調査	[表 3-6-1～2]
河川等底質調査	[表 3-7-1～2]
土壌汚染発生状況	[表 3-8]
不法投棄回収状況	[表 3-9]
地域環境美化活動	[表 3-10]
基本目標 4	地球環境に配慮したくらしを実践するまち ～低酸素社会の実現～ 14
住宅用地球温暖化対策設備導入費補助	[表 4-1]
温室効果ガス (CO ₂) 排出量	[表 4-2-1～3]
基本目標 5	協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち
	～環境保全活動の拡大～ …… 16
環境学習講座等	[表 5-1]
環境活動等協力団体	[表 5-2]

野生鳥類生息状況

(愛知県)

▼表 1-1 鳥類生息調査

調査地点		東大演習林													計
調査		日付	4/20	5/18	6/12	7/13	8/11	9/12	10/16	11/17	12/15	1/19	2/18	3/15	
鳥類名		天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
科名	種名	9:00	9:00	9:05	9:20	9:35	9:30	9:20	9:30	9:20	9:10	9:25	9:10		
		11:40	11:20	11:20	11:40	11:40	11:40	11:25	11:50	11:50	11:50	12:00	11:50		
キジ科	ヤマドリ										1			1	
キジ科	キジ	4	4								2		1	11	
カモ科	マガモ									6	18	5	20	49	
カモ科	カルガモ	2	9	3	3	5	1				8		6	37	
カモ科	ハシビロガモ										8			8	
カモ科	コガモ	2									2	61	23	88	
カモ科	ホシハジロ										58	7	3	68	
カモ科	キンクロハジロ										2	2		4	
カイツブリ科	カイツブリ	5	4	4		8	9	1	2	2		1	2	38	
ハト科	キジバト	1	5	2	1	4	12	5	3				2	35	
ウ科	カワウ											3		3	
サギ科	アオサギ	4	5	6	2	5	3	6	2	2	1	2	1	39	
サギ科	ダイサギ		1			1	1		1	1	1	1	1	8	
サギ科	チュウサギ							3					2	5	
サギ科	コサギ	2	2	1		5					1	1		12	
クイナ科	クイナ			1										1	
クイナ科	ヒクイナ												1	1	
クイナ科	オオバン	3										2		5	
カッコウ科	ホトギス			1	1									2	
チドリ科	ケリ		1								1	1		3	
チドリ科	イカルチドリ											2	4	6	
チドリ科	コチドリ		1	2										3	
チドリ科	シロチドリ										4			4	
シギ科	タシギ											1		1	
シギ科	クサンギ			3							2	2	5	13	
シギ科	インシギ										4	1	3	8	
シギ科	ハマシギ										2	2		4	
タカ科	トビ	1	1		1		1	2		4		2		12	
タカ科	オオタカ							1	1		1			3	
タカ科	サシバ							1						1	
タカ科	ノスリ								1		1	1		3	
カワセミ科	カワセミ			1				1		3	1			6	
キツツキ科	コゲラ	5	3	2	2	1	4		4	5	2	4	6	38	
モズ科	モズ		1				3	9	6	7		6	5	37	
カラス科	カケス	1						6			6	6		19	
カラス科	ハシボソガラス	9	12	11	9	7	29	165	7	23	5	10	10	297	
カラス科	ハシブトガラス										10		3	13	
シジュウカラ科	ヤマガラ		2	3	2		1	3	8	8		5	2	34	
シジュウカラ科	シジュウカラ	2		5	7	1	4	4	6	3	6	5	2	45	
ヒバリ科	ヒバリ										5			5	
ツバメ科	ツバメ	7	24	27	19	3							2	82	
ヒヨドリ科	ヒヨドリ	13	16	25	18	9	5	16	30	34		24	29	219	
ウグイス科	ウグイス	9	12	15	11						41	1	7	96	
ウグイス科	ヤブサメ	1												1	
エナガ科	エナガ						5	3	5	5	1	1	2	22	
メジロ科	メジロ	20		3	2	2	3	6	12	40	1	29	9	127	
ヨシキリ科	オオヨシキリ		1											1	
ムクドリ科	ムクドリ	6	9	12			3			2	17		23	72	
ヒタキ科	シロハラ										1	2		3	
ヒタキ科	ツグミ	2									3	13	7	25	
ヒタキ科	ルリビタキ									6	3			12	
ヒタキ科	ジュウビタキ											5	1	15	
ヒタキ科	キビタキ		1		1									2	
ヒタキ科	オオルリ	2												2	
スズメ科	スズメ	8	43	28	35	26	44	57	7	11	6	41	24	330	
セキレイ科	キセキレイ				1		1		1		35		1	39	
セキレイ科	ハクセキレイ	1	2		1		2	2	4	8		8	8	36	
セキレイ科	セグロセキレイ	3	6	4	3	2	5	4	6	1	6	3		43	
セキレイ科	タヒバリ										1			1	
アトリ科	カワラヒワ	13	1	6	2		3			5	5	11	5	51	
アトリ科	ベニマシコ											4		4	
アトリ科	イカル										1			1	
ホオジロ科	ホオジロ			3	2		1		1				1	8	
ホオジロ科	カシラダカ									9	30	25		64	
ホオジロ科	アオジ									3	3	1	5	12	
キジ科	コジュケイ	2		2	1	1								6	
	確認種数 計	27	24	24	21	15	21	19	21	25	38	37	34	66	
	確認個体数 計	128	166	170	124	80	140	295	119	203	295	302	222	2,244	

【キーワード】**■鳥類生息調査**

愛知県では、県内における野生鳥類の生息状況の実態を把握し、鳥獣保護行政の円滑な推進に資することを目的として、昭和42年度から野生鳥類の種類別生息数を調査しています。

【引用】あいちの環境（鳥獣保護管理・狩猟に関する情報）

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/index.html>

■東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林（東京大学演習林）

東京大学演習林は、森林や樹木、林業に関する基礎的・応用的研究を行うとともに、森林を学習する学生たちに教育の場を提供することを目的として設置されました。最初の演習林が千葉県清澄に1894（明治27）年に設置されて以来、今日までに100年以上の歴史を有するに至っています。現在、演習林は全国7ヶ所に設置され、犬山市には、そのうちの1ヶ所である生態水文学研究所（2研究林1試験地）の中の1つの研究林（442ha）があります。

【引用】東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林

<https://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/about.html>

し尿処理概要**（犬山市）****▼表1-2-1 生活排水処理人口（令和4年4月1日現在）**

区分	対象人口	戸数
浄化槽	27,003人	11,657戸
農業集落排水	270人	113戸
汲み取り	954人	429戸
下水道	44,466人	19,182戸
合計	72,693人	31,381戸

▼表1-2-2 浄化槽設置状況（令和4年4月1日現在）

年度	単独浄化槽	合併浄化槽	集中浄化槽	合計
平成27年度	4,975基	2,243基	7基	7,225基
平成28年度	4,963基	2,386基	6基	7,355基
平成29年度	4,958基	2,443基	5基	7,406基
平成30年度	4,951基	2,528基	5基	7,484基
令和元年度	4,944基	2,559基	5基	7,508基
令和2年度	4,941基	2,669基	5基	7,615基

▼表 1-3 合併処理浄化槽設置整備事業補助件数

人槽	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
5	基数	5	1	1	1	2
	金額	1,660,000	332,000	332,000	544,000	1,354,000
6~7	基数	1	1	3	2	6
	金額	414,000	414,000	1,242,000	1,585,000	4,734,000
8~10	基数	0	0	1	1	0
	金額	0	0	548,000	938,000	0
計	基数	6	2	5	4	8
	金額	2,074,000	746,000	2,122,000	3,067,000	6,088,000

【キーワード】

■犬山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市内（公共下水道事業認可区域又は農業集落排水計画区域を除く）で、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽（環境配慮型）への転換を図る者への補助金です。

補助の対象は、「設置費」・「撤去費」・「宅内配管工事費」となり、補助金額の限度額は、設置費は332,000円（5人槽）、414,000円（6・7人槽）、548,000円（8人槽から10人槽）、撤去費は90,000円、宅内配管工事費が300,000円です。

基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち ～循環型社会の実現～

▼表 2-1-1 可燃ごみ収集量の推移

年度	年間収集量(t/年)			1人当たりの収集量(kg/人)			
	家庭系	事業系	計	収集人口	家庭系	事業系	計
平成29年度	11,942	4,979	16,921	74,326	160.67	66.99	227.66
平成30年度	11,775	4,896	16,671	74,007	159.11	66.16	225.26
令和元年度	11,847	4,804	16,651	73,665	160.82	65.21	226.04
令和2年度	11,964	4,368	16,332	73,268	163.29	59.62	222.91
令和3年度	11,656	4,365	16,021	72,693	160.35	60.05	220.40

◎事業系ごみは直接搬入ごみ等を含む

▼表 2-1-2 不燃ごみ収集量の推移

年度	年間収集量(t/年)				1人当たりの収集量(kg/人)				
	家庭系		事業系	計	収集人口	家庭系		事業系	計
	不燃	粗大				不燃	粗大		
平成29年度	613	57	610	1,280	74,326	8.25	0.77	8.21	17.22
平成30年度	719	62	615	1,396	74,007	9.72	0.84	8.31	18.86
令和元年度	689	69	550	1,308	73,665	9.35	0.94	7.47	17.76
令和2年度	738	75	771	1,584	73,268	10.07	1.02	10.52	21.62
令和3年度	577	73	688	1,338	72,693	7.94	1.00	9.46	18.41

◎事業系ごみは直接搬入ごみ等を含む

家庭系ごみは危険ごみを含む。粗大ゴミ数値は戸別収集分。

▼表 2-2 資源物収集量の推移

分類名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
アルミ缶	61,715	kg	57,780	kg	58,185	kg	64,870	kg	64,540	kg
スチール缶	63,340	kg	60,800	kg	57,160	kg	58,305	kg	52,035	kg
ペットボトル	179,380	kg	186,800	kg	187,220	kg	196,180	kg	198,290	kg
飲料用紙パック	38,950	kg	37,710	kg	37,310	kg	39,640	kg	38,690	kg
プラスチック製容器包装	564,170	kg	561,060	kg	571,550	kg	590,160	kg	589,160	kg
カレット(白)	211,180	kg	202,410	kg	187,720	kg	188,230	kg	183,310	kg
カレット(茶)	132,020	kg	122,000	kg	129,700	kg	111,500	kg	121,020	kg
カレット(他)	73,410	kg	71,660	kg	57,280	kg	86,290	kg	70,460	kg
生きびん	23,705	kg	23,270	kg	19,929	kg	21,022	kg	19,387	kg
新聞	465,870	kg	407,360	kg	370,050	kg	351,450	kg	355,560	kg
雑誌・雑がみ	566,720	kg	529,700	kg	490,700	kg	489,630	kg	450,880	kg
段ボール	205,160	kg	175,360	kg	149,220	kg	198,840	kg	188,580	kg
布類	163,290	kg	160,830	kg	149,510	kg	192,220	kg	171,240	kg
剪定樹木チップ	60,220	kg	78,370	kg	73,830	kg	91,850	kg	78,190	kg
草チップ	375,620	kg	402,880	kg	471,530	kg	476,790	kg	422,000	kg
合計	3,184,750	kg	3,077,990	kg	3,010,894	kg	3,156,977	kg	3,003,342	kg

【キーワード】

■「生きびん」と「カレット」

「生きびん」とは、リターナブルびんと呼ばれることもあり、一升びんやビールびんなど、そのまま洗浄して、中身を補充して何度も使用するびんのことです。「カレット」とは、1回のみの使用となるワンウェイびんなどを色別に分別し、原料用に細かく砕いたものです。

▼表 2-3 家庭用生ごみ処理機補助の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
基数(基)	18	11	8	16	18
交付額(円)	486,400	254,400	202,800	324,100	373,800

【キーワード】

■犬山市家庭用生ごみ処理機補助金

ごみの減量対策として家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することを目的として、生ごみの減量化と堆肥化を行うため、生ごみ処理機(手動・電動)を購入した市内に住所を有する人への補助金です。補助は、1世帯につき1基で、補助金は、購入金額の2分の1以内とし、限度額は、1基につき30,000円です。ただし、補助金の交付を受けて設置した処理機を買い替える場合で、その補助金を受けた処理機の購入日から5年を超えたときは改めて補助金を受けることができます。

フードドライブ

(犬山市)

▼表 2-4 令和3年度フードドライブ実施実績

日程	4/1~4/25	7/1~7/25	10/1~10/24	1/4~1/23	計
場所	市役所本庁舎	市役所本庁舎	市役所本庁舎	市役所本庁舎	
回収量	97.5kg	186.4kg	230.3kg	176.0kg	690.2kg

【キーワード】

■フードドライブ

【引用】フードドライブ実施の手引き(環境省)

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。犬山市では、令和3年度から開始し、以降、特定非営利活動法人セカンドハーベスト名古屋へ寄付を行っています。

基本目標3 安心して快適に暮らせるまち ～安全・安心社会の実現～

苦情件数

(犬山市)

▼表3-1 苦情件数の推移 ※同一事案に対する複数回の苦情も1件として集計

年度	年度別苦情発生件数 (件)										合計
	典型7公害							その他			
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	空き地	屋外燃焼野焼き	その他	
平成29年度	1	3	0	8	0	5	0	126			143
平成30年度	0	4	0	7	0	4	0	36	50	6	107
令和元年度	2	8	1	5	0	4	0	48	37	0	105
令和2年度	3	3	0	4	1	1	0	53	51	8	124
令和3年度	1	10	0	11	1	3	0	57	45	3	131

【キーワード】

■典型7公害

「公害」は、環境基本法（2条3項）により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害は、「典型7公害」と呼ばれています。 【引用】総務省ホームページ

苦情の発生源等

(犬山市)

▼表3-2 苦情別発生源等の件数

水質汚濁	
生活排水	0件
産業排水	4件
その他	1件
不明	5件
計	10件

騒音	
工事・建設作業	2件
産業用機械作動	4件
家庭生活	0件
飲食店営業	0件
自動車運行	0件
カラオケ	0件
その他	5件
不明	0件
計	11件

振動	
工事・建設作業	0件
産業用機械作動	1件
自動車運行	0件
その他	0件
不明	0件
計	1件

悪臭	
野焼き（右表参照）	45件
家庭生活	1件
産業用機械作動	0件
飲食店営業	0件
焼却施設	0件
流出・漏洩	0件
産業排水	0件
工事・建設作業	0件
自然系	0件
廃棄物投棄	0件
その他	2件
不明	0件
計	48件

大気汚染	
粉じん	1件
ばい煙	0件
その他	0件
計	1件

野焼き（発生場所）	
田	7件
畑	18件
個人住宅敷地	6件
事業所敷地	0件
その他公共用地	1件
発見できず*1	13件
計	45件

*1 苦情により現地確認を実施したが燃焼場所等の特定ができなかつた

*2 発生源分類等は「令和4年度環境白書」に準拠

▼表 3-3 騒音・振動に係る届出件数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特定施設等	25件	45件	50件	44件	37件
特定建設作業	236件	288件	258件	296件	312件

【キーワード】

騒音・振動の規制

愛知県では、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、県民の生活環境の保全等に関する条例により著しい騒音・振動を発生させる施設（特定施設、騒音発生施設、振動発生施設）を設置している工場・事業場と、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生させる作業（特定建設作業）に対して規制を行っています。こうした施設を設置する事業者や、建設工事を施工する事業者は、実施前に市町村へ届け出を行う必要があります。

自動車騒音調査

▼表 3-4-1 自動車騒音常時管理調査対象路線

No	路線名	区間延長 (km)
1	一般国道41号 ◎	5.9
2	一般国道41号	0.5
3	多治見犬山線	6.7
4	多治見犬山線	1.8
5	春日井各務原線	3.3
6	春日井各務原線 ◎	1.4
7	春日井各務原線	3.6
8	一宮犬山線	4.4
9	大県神社線 ◎	1.5
10	浅井犬山線	2.0
11	善師野西北野線	7.0
12	草井羽黒線 ◎	0.9
13	御嵩犬山線	1.1

※◎は令和3年度調査実施路線

※No. 1 は毎年度調査路線

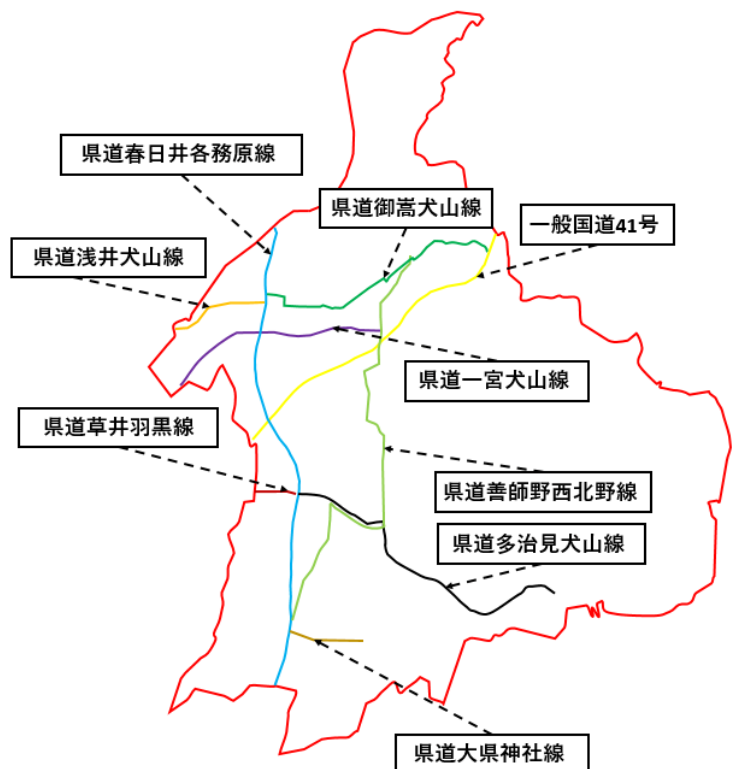


図 調査路線一覧

▼表3-4-2 自動車騒音常時管理調査結果／調査日 令和4年3月2日～令和4年3月3日

■環境基準（騒音レベル）

No.	道路名	調査地点	評価区間			調査地点の環境基準		騒音レベル L _{aeq} (dB)	
			起点	終点	延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道41号	塔野地	春日井各務原線	一般国道41号	5.9	70	65	70	66
2	春日井各務原線	羽黒稲葉	多治見犬山線	一般国道41号	1.4	70	65	68	64
3	大県神社線	字堂屋敷		春日井各務原線	1.5	70	65	60	45
4	草井羽黒線	羽黒字上大日	大口町・犬山市境	多治見犬山線	0.9	70	65	62	55

■環境基準（面的評価結果）

No.	道路名	環境基準達成戸数 (戸)			調査区 域内全 戸数	環境基準達成率 (%)		
		昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	一般国道41号	115	118	115	118	97.5	100.0	97.5
2	春日井各務原線	109	109	109	109	100.0	100.0	100.0
3	大県神社線	212	213	212	213	99.5	100.0	99.5
4	草井羽黒線	121	122	120	123	98.4	99.2	97.6

■要請限度

No.	道路名	要請限度 (dB)		騒音レベル L _{aeq} (dB)		要請限度 適否
		昼間	夜間	昼間	夜間	
1	一般国道41号	75	70	70	66	適
2	春日井各務原線	75	70	68	64	適
3	大県神社線	75	70	60	45	適
4	草井羽黒線	75	70	62	55	適

【キーワード】

自動車騒音調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づく自動車騒音調査は、道路に面する地域において、基準の達成状況を把握するものであり、一定地域内の住居等のうち環境基準を達成する戸数及びその割合による評価をするものです。平成24年から愛知県から犬山市への委任事務となり、市内主要路線を5年間に分割して調査を実施しています。

空き地の雑草等の苦情件数

(犬山市)

▼表3-5 空き地の雑草等の苦情件数推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数 a+b+c	66件	39件	46件	51件	55件
a 助言（書面）	66件	18件	22件	25件	34件
うち指導	(0件)	(0件)	(0件)	(1件)	(2件)
うち勧告	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)	(0件)
b 農地	0件	0件	9件	12件	12件
c その他	0件	21件	15件	12件	9件

【キーワード】

■空き地の雑草等

犬山市では、令和2年4月1日に「犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を施行し、住宅などに隣接している空き地で、雑草等の繁茂により、害虫の発生、交通障害、火災の恐れなど総合的に判断し、周辺の生活環境を著しく損なっていると判断した状態（不良状態）にある土地の所有者、占有者及び管理者に対して、不良状態を解消するために、自らの責任と負担で、必要な措置を講ずるよう助言又は指導、さらに、指導に応じない場合には勧告を行います。（※農地、空家、公有地は対象外です。）

▼表 3-6-1 河川等水質分析調査地点 (一般河川22地点)

No.	河川名	地点名	No.	河川名	地点名
1	左岸幹線水路	蛍雪橋	A	五条川	第一号橋
2	郷瀬川	公園橋	B	五条川	丸山橋
3	郷瀬川	丸山橋	C	田口洞川	三号床
4	新郷瀬川	鮎見橋	D	虎熊川	宮東橋
5	新郷瀬川	富士橋付近	E	北洞池	北洞池
6	入鹿池	入鹿橋	F	巖頭洞川	東山LC
7	合瀬川	五郎丸橋	G	亀割大池	亀割大池
8	半ノ木川	向田橋	H	亀割大池	亀割北流入
9	五条川	三日月橋	I	巖頭洞支流	開拓パイロット
10	巾下川	外塚橋	J	巖頭洞第4支流	秋善農場東
11	薬師川	神田橋	K	二ノ宮川	宮西2号橋

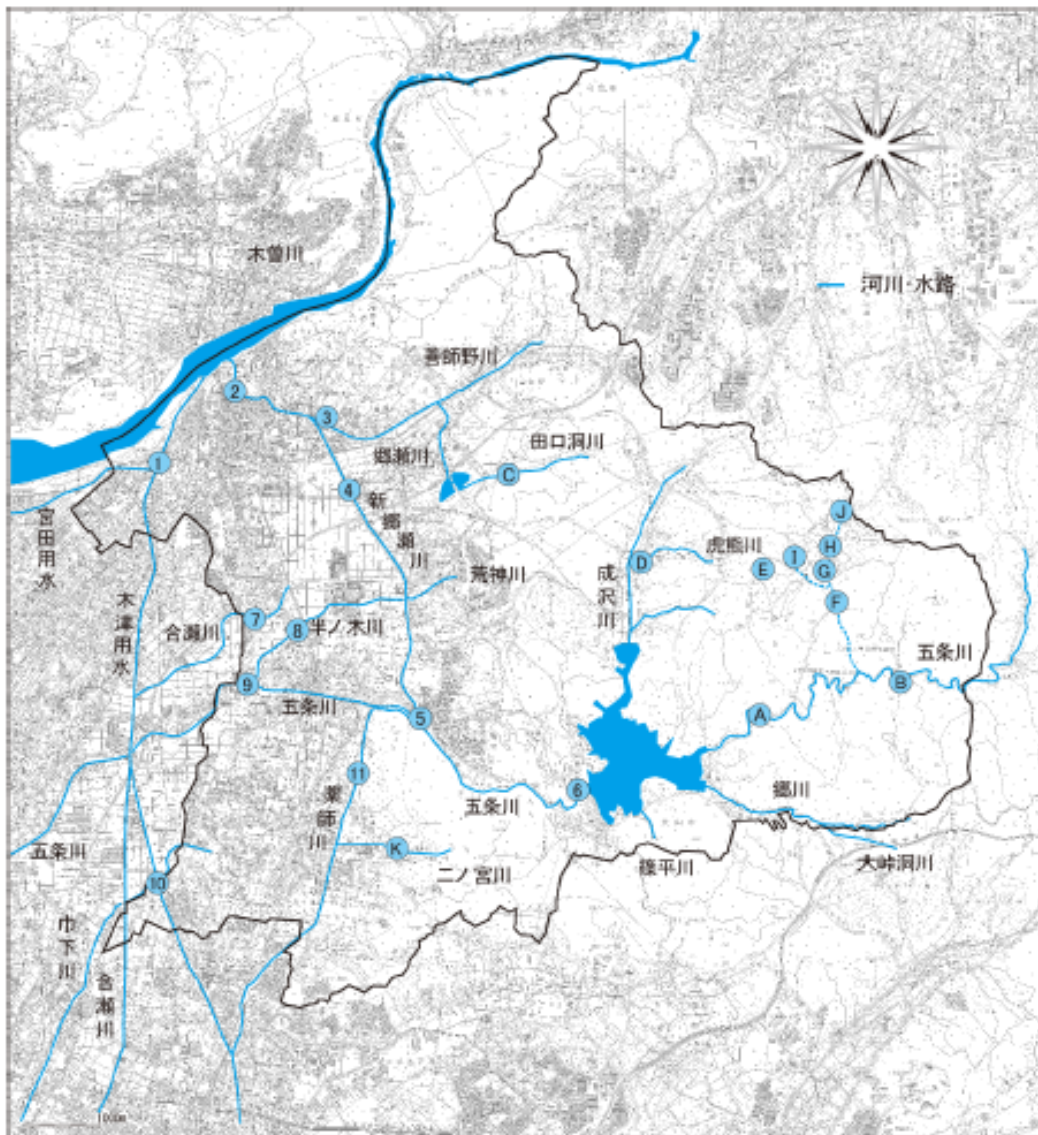


図 調査地点位置図

▼表3-6-2 河川等水質分析調査結果

○河川等水質分析調査結果表(生活環境項目①)

地点No.		1		2	3	4	5		6		7		8		9		10	11	
河川名		左岸幹線水路		郷瀬川	郷瀬川	新郷瀬川	新郷瀬川		入鹿池		合瀬川		半ノ木川		五条川		巾下川	薬師川	
地点名		蛍雪橋		公園橋	丸山橋	鮎見橋	富士橋付近		入鹿橋		五郎丸橋		向田橋		三日月橋		外塚橋	神田橋	
調査日		6/2	12/14	9/1	9/1	9/1	9/1	2/2	9/1	2/2	6/2	2/2	6/2	12/14	6/2	12/14	2/2	6/2	
採水時間		10:30	9:45	10:50	11:30	11:50	14:20	11:55	15:25	12:26	10:55	9:30	11:40	11:20	11:15	10:50	10:20	12:25	
一般項目	気温	°C	25.8	7.9	27.4	28.0	28.1	29.6	7.0	28.9	6.6	27.5	5.6	25.4	9.5	27.1	8.1	6.3	27.6
	水温	°C	16.4	10.1	26.3	25.6	26.7	23.7	10.2	29.5	7.3	20.8	3.5	21.1	9.9	19.5	8.7	16.2	18.2
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	46	>50	>50	>50	>50	>50
	臭気(冷時)		無臭	無臭	微下水臭	無臭	無臭	微土臭	無臭	微藻臭	無臭	微下水臭	微下水臭	無臭	無臭	無臭	微下水臭	金属臭	無臭
	塩化物イオン	mg/L	2.1	3.7	5.6	5.9	4.8	4.7	8.9	3.8	5.4	14	36	9.6	10	10	10	120	5.5
	電気伝導率	mS/m	5.1	7.6	10	11	10	12	18	7.0	9.1	20	24	16	19	16	18	110	14
	流量	m ³ /sec	—	—	0.215	0.039	0.065	0.404	—	—	—	—	—	0.163	—	—	—	—	—
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		7.5	7.3	9.5	8.1	7.7	6.8	7.2	8.4	7.1	7.3	7.5	7.3	7.7	7.0	7.7	8.1	7.1
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	0.5	1.1	0.8	1.2	1.1	<0.5	1.1	0.8	1.4	2.9	1.9	0.7	1.1	0.6	1.4	0.7
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.3	1.8	3.2	2.5	3.1	2.4	1.2	2.6	2.3	3.7	4.9	4.3	2.3	3.1	2.4	8.1	2.5
	浮遊物質(SS)	mg/L	2	<1	3	1	3	3	<1	1	1	4	<1	11	1	5	1	1	3
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10	11	13	10	12	8.3	12	10	11	10	14	10	14	10	13	9.6	9.2
	全窒素(T-N)	mg/L	0.34	0.50	0.73	0.81	0.82	0.83	1.7	0.30	0.27	1.3	3.8	1.0	1.6	0.94	1.1	4.1	0.66
	全りん(T-P)	mg/L	0.015	0.026	0.11	0.13	0.094	0.025	0.022	0.016	0.011	0.11	0.44	0.087	0.093	0.056	0.070	0.24	0.014
	大腸菌群数	MPN/100mL	—	79	11000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	<0.5	<0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.5	—
亜鉛	mg/L	—	<0.005	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.036	—	

○河川等水質分析調査結果表(生活環境項目②)

地点No.		A		B	C	D		E	F	G		H	I	J	K		
河川名		五条川		五条川	田口洞川	虎熊川		北洞池	巖頭洞川	亀割大池		亀割大池	巖頭洞支流	巖頭洞第4支流	二ノ宮川		
地点名		第一号橋		丸山橋	三号床	宮東橋		北洞池	東山LC	亀割大池		亀割北流入	開拓パイロット	秋善農場東	宮西2号橋		
調査日		9/1	12/14	12/14	6/2	9/1	12/14	12/14	12/14	9/1	12/14	12/14	12/14	12/14	6/2	2/2	
採水時間		16:00	13:58	14:35	9:30	10:10	12:50	13:30	15:20	9:30	15:40	16:00	16:40	16:25	13:16	11:10	
一般項目	気温	°C	25.5	8.0	6.2	24.2	26.4	10.0	11.0	5.8	26.0	6.8	6.8	1.2	4.1	26.5	6.6
	水温	°C	23.0	8.5	7.8	17.0	24.9	10.7	10.5	10.3	27.5	9.8	10.0	8.6	14.1	19.5	8.9
	透視度	度	>50	>50	>50	36	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	35
	臭気(冷時)		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	金気臭	金気臭	無臭	微金気臭	弱金気臭	無臭	金気臭	無臭	下水臭
	塩化物イオン	mg/L	5.0	4.7	3.6	2.8	3.1	4.7	9.9	8.5	4.3	9.5	11	4.9	3.0	9.5	17
	電気伝導率	mS/m	6.5	6.8	7.9	4.0	7.2	6.3	6.6	10	7.4	8.7	9.4	34	13	37	53
	流量	m ³ /sec	0.259	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		6.9	7.5	7.5	6.8	7.1	7.5	6.8	7.2	7.7	6.9	6.8	7.4	6.5	7.5	7.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	4.6	0.6	2.2	4.3	<0.5	3.1	9.9
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.2	1.0	1.5	2.1	2.4	1.7	1.6	2.6	6.1	2.6	3.7	5.5	3.1	4.6	11
	浮遊物質(SS)	mg/L	<1	<1	<1	7	2	<1	5	3	3	5	2	2	2	4	12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	8.8	12	12	9.3	11	12	10	11	12	11	10	7.4	0.6	9.7	12
	全窒素(T-N)	mg/L	0.26	0.31	0.24	0.60	0.31	0.57	1.4	1.4	0.47	1.1	1.0	7.3	1.1	2.9	7.8
	全りん(T-P)	mg/L	0.009	0.008	0.009	0.061	0.041	0.017	0.009	0.022	0.020	0.020	0.013	0.017	0.017	0.16	0.51
	大腸菌群数	MPN/100mL	3300	—	220	—	—	—	790	490	2700	330	490	700	<1.8	—	—
	ルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	<0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亜鉛	mg/L	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

○河川等水質分析調査結果表(健康項目・特殊項目)

地点No.		1		2	4	6		10	B	K		
河川名		左岸幹線水路		郷瀬川	新郷瀬川	入鹿池		巾下川	五条川	二ノ宮川		
地点名		蛭雪橋		公園橋	鮎見橋	入鹿橋		外塚橋	丸山橋	宮西2号橋		
調査日		6/2	12/14	9/1	9/1	9/1	2/2	2/2	12/14	6/2	2/2	
採水時間		10:30	9:45	10:50	11:50	15:25	12:26	10:20	14:35	13:16	11:10	
一般項目	気温	°C	25.8	7.9	27.4	28.1	28.9	6.6	6.3	6.2	26.5	6.6
	水温	°C	16.4	10.1	26.3	26.7	29.5	7.3	16.2	7.8	19.5	8.9
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	35
	臭気(冷時)		無臭	無臭	微下水臭	無臭	微藻臭	無臭	金属臭	無臭	無臭	下水臭
	塩化物イオン	mg/L	2.1	3.7	5.6	4.8	3.8	5.4	120	3.6	9.5	17
	電気伝導率	mS/m	5.1	7.6	10	10	7.0	9.1	110	7.9	37	53
	流量	m ³ /sec	—	—	0.215	0.065	—	—	—	—	—	—
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		7.5	7.3	9.5	7.7	8.4	7.1	8.1	7.5	7.5	7.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	<0.5	0.5	1.1	1.2	1.1	0.8	1.4	<0.5	3.1	9.9
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	1.3	1.8	3.2	3.1	2.6	2.3	8.1	1.5	4.6	11
	浮遊物質(SS)	mg/L	2	<1	3	3	1	1	1	<1	4	12
	溶存酸素量(DO)	mg/L	10	11	13	12	10	11	9.6	12	9.7	12
	全窒素(T-N)	mg/L	0.34	0.50	0.73	0.82	0.30	0.27	4.1	0.24	2.9	7.8
	全りん(T-P)	mg/L	0.015	0.026	0.11	0.094	0.016	0.011	0.24	0.009	0.16	0.51
	大腸菌群数	MPN/100mL	—	79	11000	—	—	—	—	220	—	—
	ルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	<0.5	<0.5	—	—	—	<0.5	<0.5	—	—
	亜鉛	mg/L	—	<0.005	<0.005	—	—	—	0.036	<0.005	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	0.0021	0.0091
	全シアン	mg/L	—	ND(<0.1)	ND(<0.1)	—	—	—	ND(<0.1)	ND(<0.1)	—	—
	六価クロム	mg/L	—	<0.01	<0.01	—	—	—	<0.01	<0.01	—	—
	砒素	mg/L	—	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	—	—
	鉛	mg/L	—	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	—	—
	総水銀	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	—	—
	ほう素	mg/L	—	<0.05	<0.05	<0.05	—	—	<0.05	<0.05	—	—
	ふっ素	mg/L	—	0.12	0.12	0.13	—	—	0.10	0.05	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.3	0.3	—	—	—	2.8	0.1	—	—
	アルキル水銀	mg/L	—	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	—	—	—	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	—	—
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	—	—	—	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	—	—
	ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	—	—
	四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	—	—
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	<0.0004	—	—	—	<0.0004	<0.0004	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	—	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	<0.004	—	—	—	<0.004	<0.004	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	—	—
	トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	—	—
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0005	<0.0005	—	—	—	<0.0005	<0.0005	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002	<0.0002	—	—	—	<0.0002	<0.0002	—	—
	ベンゼン	mg/L	—	<0.001	<0.001	—	—	—	<0.001	<0.001	—	—
	シマジン	mg/L	—	<0.0003	<0.0003	—	—	—	<0.0003	<0.0003	—	—
	チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	—	—
	チウラム	mg/L	—	<0.0006	<0.0006	—	—	—	<0.0006	<0.0006	—	—
	セレン	mg/L	—	<0.002	<0.002	—	—	—	<0.002	<0.002	—	—
	1,4-ジオキサソ	mg/L	—	<0.005	<0.005	—	—	—	<0.005	<0.005	—	—
特殊	銅	mg/L	—	<0.01	<0.01	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
	ニッケル	mg/L	—	<0.005	<0.005	—	—	—	0.033	<0.005	—	—

▼表 3-7-1 河川等底質調査地点 (7 地点)

No.	河川名	地点名
1	巾下川	外塚橋
2	薬師川	小針橋
3	五条川	高根橋
4	新郷瀬川	安楽寺地内
5	新郷瀬川	大洞地内
6	篠平川	入鹿荘南
7	入鹿池	中央

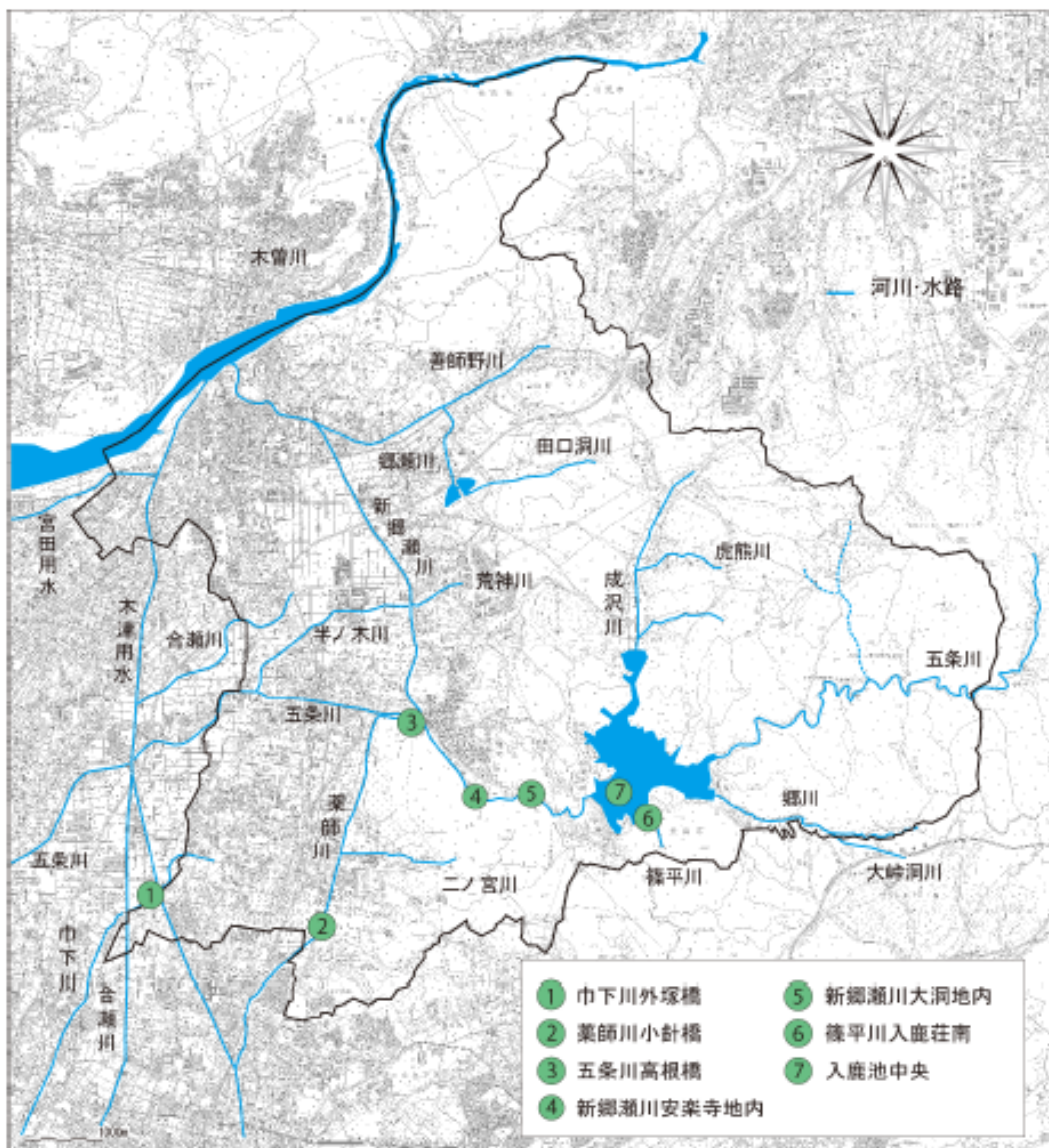


図 調査地点位置図

▼表3-5-2 河川等底質調査結果

(単位:mg/kg-乾)

地点名	年度	カドミウム	銅	亜鉛	鉛	総水銀
① 巾下川外塚橋	R3	0.24	13	130	32	<0.01
	R2	0.28	20	220	25	0.01
② 薬師川小針橋	R3	2.4	50	140	43	0.01
	R2	1.6	76	220	25	0.03
③ 五条川高根橋	R3	2.0	180	310	33	0.01
	R2	1.7	130	340	33	<0.01
④ 新郷瀬川安楽寺地内	R3	0.34	29	93	12	<0.01
	R2	0.86	56	140	34	<0.01
⑤ 新郷瀬川大洞地内	R3	0.82	63	240	100	<0.01
	R2	1.0	81	210	73	<0.01
⑥ 篠平川入鹿荘南	R3	17.0	340	590	10	<0.01
	R2	8.8	270	520	22	<0.01
⑦ 入鹿池中央	R3	4.3	100	260	31	0.07
	R2	3.0	71	170	27	0.06

【キーワード】

水質汚濁に係る環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで、維持することが望ましい基準。公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

環境基準は、「大気汚染」、「騒音」、「土壌汚染」などでも設定されており、行政上の目標であって、環境行政を進めていく上での指針となるものです。そのため、環境基準を超えたからといって直ちに健康に悪影響が出るわけではありません。また、規制基準とは異なり、罰則がかけられたり、改善勧告・命令が出されることもありません。

また、河川の底質に対する環境基準は定められていません。

土壌汚染発生状況

(愛知県)

▼表3-8 土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定状況

(令和3年3月31日現在)

指定年月日	区域が存在する場所	区域の面積	基準に適合しない特定有害物質
なし	—	—	—

【キーワード】

土壌汚染対策法に基づく区域指定

土壌は、水や空気と同じように、私たち人間を含んだ生き物が生きていく上で、なくてはならないものです。土壌は、地中にいる生き物が生活する場であり、土壌に含まれる水分や養分が、私たちの口にする農作物を育てます。土壌汚染とは、こういった働きを持つ土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態をいいます。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ってしまったたり、有害な物質を含む液体を地下に浸み込ませてしまったことなどが考えられます(*)。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

愛知県が、土壌の汚染状態を確認した場合、健康被害を生ずるおそれの有無により、その場所を「要措置区域」か「形質変更時要届出区域」のいずれかの区域に指定します。

要措置区域及び形質変更時要届出区域の詳細については、愛知県尾張県民事務所（環境保全課台帳／名古屋市中区三の丸2-6-1）で確認できます。

【引用】(*) 土壌汚染対策法のしくみ（環境省・（公財）日本環境協会）

不法投棄回収状況

(犬山市)

▼表 3-9 不法投棄件数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回収件数 (件)	906	945	882	952	812
回収重量 (kg)	19,385	21,793	17,285	20,196	19,890

【キーワード】

不法投棄

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず、山林、河川、道路、公園、空き地(自らの土地を含む)などに、家電品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業活動に伴って生じたごみ等に捨てる行為です。

犬山市では、市民等の身体及び財産への被害を防止や、安全・快適・良好な生活環境の確保のため、犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例(平成10年3月27日条例第5号)や、犬山市路上喫煙の禁止に関する条例(令和2年3月27日条例第2号)を制定しています。

そうした中、不法投棄のパトロールを行ったり、町会長を通じて各町内会から希望があった際に警告看板を配付しているほか、公有地に捨てられていた不法投棄物を回収しています。

そのため、国や県などが所有管理する土地や、個人の方の所有地での不法投棄物の回収は行っていません。また、私有地、私道にごみを不法投棄された場合、投棄した者を特定できない限り、その投棄された物の処分は、土地の占有者(管理者)が行うこととなります。

地域環境美化活動

(犬山市)

▼表 3-10 クリーンタウン犬山推進事業実施状況の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加団体数 (件)	196	216	230	244	285
延べ参加人数 (人)	21,645	24,478	19,835	14,226	12,664

【キーワード】

クリーンタウン犬山推進事業

市民、町内会、その他の団体が自主的な地域環境美化活動を行う場合に、活動を行う7日前までに申請書の提出があれば、ゴミ袋(ボランティア袋)の支給、ゴミ収集容器(ネット・脚立、カゴ、エコバック)の貸与、ごみの収集など活動の支援を行います。

基本目標 4 地球環境に配慮したくらしを实践するまち ～低酸素社会の実現～

住宅用地球温暖化対策設備導入費補助

(犬山市)

▼表 4-1 住宅用地球温暖化対策設備導入費補助件数

対象設備の名称	件数	単価(上限)	補助金額
定置用リチウムイオン蓄電システム(蓄電池)	59件	50,000円	2,950,000円
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	20件	10,000円	200,000円
電気自動車等充給電設備(充給電設備)	3件	50,000円	150,000円
家庭用燃料電池システム(燃料電池)	10件	50,000円	500,000円
一体的導入	15件	100,000円	1,421,600円
小計	107件		5,221,600円

【キーワード】

住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金

地球温暖化防止の推進を図るため、犬山市内で、自らが所有し、かつ居住の用に供する戸建住宅に地球温暖化対策設備（上表）を導入する費用（設備費・設置工事費）を市民に対する補助金です。

一体的導入とは、太陽光発電設備とHEMSに併せて、蓄電池又は充給電設備を一体的に導入することをいいます。

温室効果ガス（CO₂）排出量（犬山市）

▼表 4-2-1 犬山市の部門別の温室効果ガス（二酸化炭素：CO₂）排出量（平成30年度実績）

部門	排出量 千t-CO ₂	割合 %
産業部門	314	54.5%
業務その他部門	58	10.1%
家庭部門	84	14.6%
運輸部門	113	19.6%
一般廃棄物部門	7	1.2%
合計	575	100.0%

▼表 4-2-2 犬山市の温室効果ガス（二酸化炭素：CO₂）排出量の推移

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
排出量(千t-CO ₂)	665	708	624	686	620	575
前年比	—	6.5%	-11.9%	9.9%	-9.6%	-7.3%

▼表 4-2-3 犬山市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

排出要因		平成25年度	令和3年度	
		排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	基準年度 比
CO ₂	電力	5,756	4,437	-22.9%
	燃料(施設)	1,531	2,034	32.9%
	燃料(車両)	31	44	44.0%
CH ₄ , N ₂ O, HFC		59	95	62.1%
合計		7,376	6,610	-10.4%

※温室効果ガス排出削減の基準年度は平成25年度（2013年度）です。

基本目標5 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち ～環境保全活動の拡大～

環境学習講座等

(犬山市)

▼表5-1 環境学習講座等の開催実績（市主催事業）

分類		事業数	開催数
講座	自然環境	12	48
	循環型社会	1	4
	地球温暖化対策	7	11
	その他	4	16
展示		10	10
その他イベント・企画事業		1	1

※この表中は環境白書（本編）中の「令和3年度の行政の主な取組み」を取りまとめたものです。

環境活動等協力団体

(犬山市)

▼表5-2 市主催環境活動等への協力団体

※団体等の名称は協力時点の名称となります。また、市委託事業の受託者、講座参加者は除きます。

団体等の名称	協力事業・内容
東京大学大学院農学生命科学研究科 附属演習林生態水文学研究所 東京大学犬山研究林利用者協議会	東京大学犬山研究林ふれあい自然観察会
株式会社パナソニック	親子で学ぶ省エネ講座 LED工作教室
名古屋鉄道	COOLCHOICE普及啓発事業 (COOLCHOICE犬山キャンペーン)
犬山市観光協会	
松の里	
松野屋	
松栄本店	
有限会社 高田屋製菓	
犬山館	
臨江館	
カフェ さくら坂	
株式会社 敵骨庵	
灯屋 迎帆楼	
CUTE	
ガラス工房 沙羅	
五とう	
手打ち蕎麦 野和	
桜屋菓舗	
絹乃館 匠美	
ひみつきち	
犬山特産品館	
犬山よあけや	
うし若丸本店	
名古屋経済大学	COOLCHOICE普及啓発事業 (COOLCHOICEワークショップ)